

企業版マイナンバーと社会保険加入

社会保険の加入手続きを企業が怠らないように厚生労働省が抜本的な対策を始めます。4月から企業版マイナンバー(法人番号)を活用して、2017年度末までに未加入企業の特定をします。

◆社会保険の加入義務

法人企業の場合、従業員がいなくて社長だけであっても、社長に報酬が支払われていれば法人が健康保険と厚生年金保険に加入しなければなりません。個人事業の場合は従業員が5名以上であれば事業主に加入義務があります。

◆法人番号から社会保険未加入がわかる？

法人番号により税と社会保障記録が紐づけされ、未加入企業の特定が今より格段に早くなります。

◆未加入企業への対策

加入勧奨(文書・電話で要請、訪問して要請、年金事務所への来所を求め要請)→加入指導(訪問して指導他)→立入検査の流れになります。立入検査の段階になると、加入はもちろんのこと過去2年間遡った分の保険料を求められることもあります。

◆社会保険加入のメリット

- ・優秀な人材を確保することにもなり、助成金や補助金の受給を申請する際に社会保険加入の有無がチェックされることもあるので社会的信用にもなります。
- ・厚生年金に加入すると国民年金のみと比べると将来にもらえる年金額が高くなります。
- ・健康保険の方が各種給付金などもあり国民健康保険より補償内容が手厚くなります。